

DPC制度について のご案内

当院は「診断群分類別包括評価制度(DPC)」を導入しております。DPCとは診療行為ごとに料金を計算する従来の「出来高方式」とは異なり、入院された患者さまの病気・病状、診療内容をもとに、あらかじめ定められた1日当たりの一定額を基本に医療費を計算する方法です。

DPC制度の対象となる病棟はA3病棟・B3病棟を除く、急性期一般病棟です。

DPC制度とは

入院医療費は包括医療費と出来高医療費と食事代と自費分の合計となります。

※包括医療費には入院料、投薬料、注射料、検査料、処置料、画像診断料が含まれます。

※出来高医療費には手術料、麻酔料、リハビリ料などが含まれます。

※食事代は1食¥510です(減額認定証をお持ちの方は区分によって食事代が違います)。

※自費分には文書料、病衣、室料差額、オムツ、一部自費検査料が含まれます。

※患者さまの病気や入院日数、治療内容等によっては、この制度の対象にならない場合があります。

